

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、丸亀市飯山町土地改良区が土地改良事業（農地耕作条件改善事業（区画整理事業）三谷中地区）計画を変更することについて令和8年10月15日適当と決定した。

その関係書類を県のウェブサイトにおいて令和8年10月30日から同年11月19日まで縦覧に供する。

令和8年10月23日

香川県知事 池 田 豊 人